

北イタリア日本人会会則

第一条（名称） 本会はイタリア日本人会と称し、在イタリア日本人商工会議所組織の一部として位置づけ、その事務局を VIA ARZAGA 10 MILANO, ITALIA の日本人学校内に置く。

第二条（目的） 本会は日本及びイタリア共和国間の国際親善及び文化交流を図ると共に、会員相互間の親睦と福祉に寄与する各種の活動をなすことを目的とする。

第三条（構成） 本会は個人会員を以て組織する。

- (1) 名誉会員 役員会が推挙する個人。
- (2) 一般会員 伊国に在住し伊国在留許可証保有の邦人個人及びその家族。
- (3) 特別会員 役員会が適当と認める上記「一般会員」以外の個人。尚、特別会員の資格として日本人であることが条件とはならない。

第四条（入会及び資格の喪失）
新たに入会を希望する者は入会申込書を会長宛てに提出し、役員会に於いて審議しこれを決定する。
会員には会員証を交付する。但し、退会または除名の場合は直ちに会員証を返還しなければならない。

- (1) 退会申し出 会長宛てに退会申し出書を提出する。
- (2) 除名 会員が本会の名誉を傷つけた場合は、役員会に於いて審議しこれを除名することが出来る。

第五条（会費） 一般会員は役員会の決定に従い、別途定める会費を納入しなければならない。
会費は年一回納入するものとする。
会員の資格を喪失した場合、会費は返却しない。

第六条（役員） 本会に次の役員を置く。
会長 一名。
副会長 若干名。
運営委員 若干名。

- (1) 会長は、商工会日本人会担当理事の互選により選出、この任にあたり、任期は原則として1年とする。
- (2) 副会長は、商工会の日本人会担当理事がこの任にあたることとするが、会長は一般会員より副会長を若干名任命する。また、任期は原則として1年とする。尚、役員任期中に欠員が生じた場合は、会長が残留期間につきその後任を任命することが出来る。
- (3) 運営委員は会長が任命する。

第七条（運営） 運営委員会、部会

- (1) 本会運営のため、第六条に定めた役員による運営委員会を設ける。運営委員会は原則として毎月一回開催し、本会の運営及び人員の雇用・解雇につき協議・決定する。
- (2) 本会の具体的活動内容毎に本会役員を部会長とする部会を設け、本会則第二条の目的を達成するために必要な諸行事、活動を行う。

第八条（総会） 会員総会は3月に開催する。但し役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する事が出来る。議決は出席会員の多数決による。但し会則の改定及び本会の解散に関しては出席会員及び委任状を有する代理人の4分の3以上の同意を要する。総会開催通知は3週間前に書面にて会員に通知する。

- (1) 年間事業報告。
- (2) 会計報告。
- (3) 会則の改定。
- (4) 本会の解散
- (5) その他役員会が必要と認めた事項。

第九条（議決権）
会員は、会則の改定については一議決権を有するが、その他の事項については総会に出席した会員に対し一議決権が与えられる。

第十条（会計） 本会の会計年度は毎年1月より12月までとする。

第十一条（本会保有資産及び利益）
本会は会則第二条に定められた目的を遂行するために設立されていることから、本会に利益が計上された場合は、会則に規定された目的にのみ運用するものとする。従って会員に対し利益の配当は行わず、又本会が何らかの方法で利益を供与することも許されない。退会者は本会保有資産の請求権を放棄したものと見なされ、何人も本会の主旨に反する報酬を受けたり、不当に多額の支払いを得てはならない。

第十二条（解散）
本会を解散する場合には、本会保有資産は会員総会に於いて決議され、税務当局の承認を得た上で、公共施設としての資格を有する他の公共団体に譲渡され、その資産は引き続き公益の目的にのみ運用されるものとする。

北イタリア日本人会

会則

NIHONJINKAI
ASSOCIAZIONE GIAPPONESE DEL NORD ITALIA
VIA ARZAGA 10, 20146 MILANO
TEL : 02-4830.3500 FAX : 02-4830.3492

1995年5月5日 第1回総会にて承認。
2007年3月2日 第13回総会にて改定承認。